



第8号

柏ビレジ・ニュース

柏ビレジ自治会発行



1985年10月30日

「共有施設管理組合」発足 組合長に近藤英二氏 組合費は自動振替で

住民の皆さまが入居に際し東急不動産との間で覚書を取りかわしましたように昭和六十年十月一日をもって、柏ビレジ住民の共有施設の一つであるテレビ視聴施設が移管となり、このたび管理組合が発足いたしました。

この共有施設管理組合は柏ビレジ全住民が組合員となります。したがって管理組合の設立は本来、組合員総会を開き、種々の規約など決めて行くべきですが、六十年度の柏ビレジ自治会総会の決議にもとづいて、自治会役員会が組合の設立準備を進めてきました。来年四月予定されている自治会総会と同時に管理組合総会を開催し、組合規約、役員などご承認いただくこととなります。この間は臨時体制で進めていくこととなります。初代の組合理事としては、自治会各支部より選出されました七名、現在の自治会の会長および副会長、施設部員など自治会役員の一部から合計十五名を選出し、自治会役員会の承認を得ました。九月二十八日に第一回理事会を開き、共有施設管理組合の役員および理事を決定いたしました。第一回の理事会において、当面、次の事務を行うことを決めました。

組合長	近藤 英二(自治会会長)
副組合長	岡井 紀道(自治会役員)
会計理事	室田 文男(自治会施設部)
監査役	宮定 俊作(第七支部選出)
理事	黒羽 順之(第三支部選出)
	筑紫 元輝(第五支部選出)
	萩原 辰雄(自治会施設部)
	出口 孝人(第一支部選出)
	村田 英美(第二支部選出)
	落合 伸二(第四支部選出)
	荻生 昭二(第六支部選出)
	三木 茂武(自治会副会長)
	中田 捷夫(同)
	戸崎 巖(同)
	加藤 凱久(自治会施設部)



- ① 柏ビレジ共有施設管理規約の制定
- ② テレビ視聴施設の維持管理を委託する業者と東急不動産との間の三者間契約・覚書の交換
- ③ 今まで住民の皆さまが、東急不動産にお支払いただいていたテレビ視聴施設の大修理充当金の組合への移管
- ④ 東急不動産にかわって今後の組合費(維持管理費と大修理充当金)の徴収およびその管理

大修理充当金は今までこれを取りくずして使うような故障は発生しておらず、約一千万円が積み立てられています(九月三十日現在)。また、修理費も業者(住友電工を予定)の見積りから判断しますと、今後一年半は不測の事態がない限り今まで通りの費用でまかなえる見込みです。組合費も従来、皆さまがお支払になっていた月額六〇〇円を据えおける見通しです。

つきましては、保守維持管理費二〇〇円、大修理充当金四〇〇円について、六十一年五月分までを、年末まで自動引き落としさせていただきます。また、自動振替の手続きをとっておられない方は、別途、手続き方をお願いいたします。

映像時代を先取りしたシステムです。屋根にアンテナのない緑美しい皆さまの柏ビレジ—その住民の皆さまの大事な共有施設であるテレビ視聴施設を管理する皆さまの管理組合が誕生したわけです。この団地内では個別アンテナの設置は認められていませんので、もし設置されている方がおられましたら撤去をお願いいたします。皆で大事に育てて行きたいと念じています。(施設部・共有施設管理組合)

実現するとしても早くて来年ですが、この件に関するご意見やご要望をお寄せ下さい。(各支部長または自治会文化部担当の進藤II 73-11、31-6529 まで)。なお、開催の検討に

緊急連絡でご承知と思いますが、最近ビレジ内で現金盗難被害が頻発しています。早晩、戸締りしていない小窓(出窓や台所の小窓)や二階の窓から侵入してくるケースが多いようです。幸い人身被害は出ていませんが、夜間や留守にするときは、戸締りの再点検をして下さい。近所同志で留守中は気をつけましょう。怪しい物音や人物に気づいたら、一〇番して下さい。警察も犯人逮捕のためパトカーを待機させています。非常ベルの活用も考えられるので、押ボタンの位置や使い方を再確認しておきましょう。家の周囲が暗い場合は、常夜灯の設置も有効です。

映像時代を先取りしたシステムです。屋根にアンテナのない緑美しい皆さまの柏ビレジ—その住民の皆さまの大事な大事な共有施設であるテレビ視聴施設を管理する皆さまの管理組合が誕生したわけです。この団地内では個別アンテナの設置は認められていませんので、もし設置されている方がおられましたら撤去をお願いいたします。皆で大事に育てて行きたいと念じています。(施設部・共有施設管理組合)

田中地区文化祭に参加を
11月9、10日、近隣センターで
第七回田中地区文化祭(田中コミュニティ住宅協議会主催)が十一月九、十日の両日、田中近隣センターと同体育館で開かれます。センターでは、絵画、書道、手芸、陶芸、生花などのサークル活動をされている住民の作品展示が中心になります。詳細は別途、配布の回覧の案内を参照して下さい。

直接、申し込んで下さい。問い合わせはセンター(33-1000)へ。
柏ビレジ自治会では現在、ビレジ独自の文化祭開催が可能かどうか、検討を進めています。近隣センターを利用したサークル活動、三菱銀行出張所の店内での作品展示などが活発なうえ、ビレジ住居の親睦を図る上からも有益というご意見や、完成した自治会館の有効利用の声も寄せられています。

夜間の戸締りを
お隣りと声をかけあい、盗難防止
緊急連絡でご承知と思いますが、最近ビレジ内で現金盗難被害が頻発しています。早晩、戸締りしていない小窓(出窓や台所の小窓)や二階の窓から侵入してくるケースが多いようです。幸い人身被害は出ていませんが、夜間や留守にするときは、戸締りの再点検をして下さい。近所同志で留守中は気をつけましょう。怪しい物音や人物に気づいたら、一〇番して下さい。警察も犯人逮捕のためパトカーを待機させています。非常ベルの活用も考えられるので、押ボタンの位置や使い方を再確認しておきましょう。家の周囲が暗い場合は、常夜灯の設置も有効です。

違法駐車はやめましょう
ビレジ内には交通安全で
ビレジ内にも駐車禁止地域があるのをご存知ですか?
ビレジの幹線道路は、道交法による「駐車禁止」「追越禁止」に指定されています。とくにショッピングセンター付近の駐車はバスや車のすれ違いに支障をきたし、事故を招くおそれがあります。お互いの安全のため、多少不便はがまんして、駐車場を利用願います。

投書函を設置
建設的なご意見を
自治会館に投書函を設置しました。皆様建設的なご意見やご提案をお聞かせ下さい。自治会運営に活用させていただきます。なお、仮番・氏名もご記入願います。投書の一部は広報紙上に発表させていただきますが、匿名希望の方はその旨を記して下さい。(広報部)

活動活発に——各部からの報告——



△環境部▽

環境部は自治会活動の中で、

- ①廃棄物の処理
- ②資源ゴミの回収
- ③クリーン作戦
- ④緑化協定委との連携

を役割として担当しております。特に柏ビレジは団地形成の基本コンセプトに「環境」を最重要テーマの一つとして構成されています。

今年柏市に移管された諸施設を柏市の緑地公園課の人たちがバトロールした結果、以下の注意がありました。

1. 犬のフンを公園内に放置しないで、飼い主はキチンと処理すること。
2. 公園内でのゴルフ練習はやらないこと。
3. 公園内トイレにゴミなどをすてず、正しく使用すること。
4. 菓子、飲料などのゴミはクズかごにすること。

◇クリーンデー
年二回実施予定のクリンデーの第一回は雨で流会となりました。二回目を十一月十七日に実施する予定ですが、詳細が決まり次第お知らせいたします。作業としてはゴミの収集と雑草とりが中心となりますが、緑道、中央通りの灌木の枯れの植え替え、舗道沿いの緑地内の枯木の植え替えなどです。秋の一日をレ

△児童青少年部▽

子ども会が発足しました。

子ども会には、資格は自治会員の子ども（年齢制限なし）であれば、だれでも参加できます。会費は原則として取りません。会則は検討中ですが、自治会の児童青少年部が補佐します。

◇井戸坂の通学時間帯（朝七時から八時十分迄）の自主一方通行をお願いしています。

広報してからかなり守られていますが、重ねてお願いいたします。花野井小学校側にも交通指導をお願いしており、看板を二枚立てました。

◇子ども会が発足しました。子ども会には、資格は自治会員の子ども（年齢制限なし）であれば、だれでも参加できます。会費は原則として取りません。会則は検討中ですが、自治会の児童青少年部が補佐します。

◇子ども会が発足し、各種の行事に役員の方々は精力的に取り組んでこられました。花野井小の地区委員を兼ねておられ、仕事が多く、重荷になっているようです。来年度からは、子ども会の役員と学校の地区委員は分けた方がいいかどうか、児童青少年部から子ども会役員を出した方がいいかどうかなど、検討してまいります。

△体育部▽

◇六月十六日第七回田中地区球技祭が行われました。

この球技祭は、田中地区の各自治会のコミニティーづくりと親睦を深めるねらいで毎年行われており、柏ビレジも五十八年度から参加してきました。

競技種目はソフトボール（男・女町会対抗）テニス（硬・軟）、バレーボール、卓球、バドミントンなどで、本年度の球技祭にはソフトボール、テニス（硬・軟）、卓球、バドミントンの四種目に参加しました。住民参加者は八十名に達し、硬式テニスは柏ビレジペアが上位をしめ、女子ソフトボール町会対抗には二年連続優勝の好成績を残しました。

◇十月十三日第二十四回市民運動会が田中地区コミュニティー住民協議会の主催で行なわれ、今年度は力お

地区コミュニティー住民協議会の主催で行なわれ、今年度は力お

地区コミュニティー住民協議会の主催で行なわれ、今年度は力お

△厚生部▽

十月六日に、田中中学校体育館で、田中地区敬老の祝い行事が盛大に行なわれました。

当ビレジからも五十数名の方が出席され、歌に踊りにと、なごやかな一日をすごされました。現在、七十歳以上の方は一〇三名おられます。

◇七月三日 花野井小学校で夏休みラジ体操
◇七月二日 花野井祭に子供みこし参加
◇七月三日 花野井小学校で夏休みラジ体操
◇七月二日 花野井祭に子供みこし参加

◇八月三日 青少協球技大会に参加
男子(ソフトボール)、女子(ミニバスケットボール)各二チームが参加。

◇八月三日 青少協球技大会に参加
男子(ソフトボール)、女子(ミニバスケットボール)各二チームが参加。

△子ども会から▽

四月の総会で柏ビレジ子ども会が承認され、花野井小学校の地区委員と自治会の各支部から代表者によって子ども会役員が構成され、活動を始めました。

「来年は本物のおみこしをかがせてあげたい。それが無理ならせめてハッピーだけでも」というのが、偽らざる感想です。

花野井祭にはビレジから三十八名の児童が参加しました。

上半期の行事を事故もなく無事に終えることができ、ホッと胸をなでおろしております。

田中祭、花野井祭ではビレジの子供たちが体操で参加していたのが、残念でした。

「来年は本物のおみこしをかがせてあげたい。それが無理ならせめてハッピーだけでも」というのが、偽らざる感想です。

花野井祭にはビレジから三十八名の児童が参加しました。

上半期の行事を事故もなく無事に終えることができ、ホッと胸をなでおろしております。

△緑化協定委員会から▽

◇メンバーが増強されました。

緑化協定委員会の任期は二年です。従来の十名に加えて、新たに五名の方々に参加をお願いし、役員を半分かずつ交替しながらスムーズな活動を予定しております。

◇メンバーが増強されました。

緑化協定委員会の任期は二年です。従来の十名に加えて、新たに五名の方々に参加をお願いし、役員を半分かずつ交替しながらスムーズな活動を予定しております。

◇メンバーが増強されました。

緑化協定委員会の任期は二年です。従来の十名に加えて、新たに五名の方々に参加をお願いし、役員を半分かずつ交替しながらスムーズな活動を予定しております。

◇メンバーが増強されました。

緑化協定委員会の任期は二年です。従来の十名に加えて、新たに五名の方々に参加をお願いし、役員を半分かずつ交替しながらスムーズな活動を予定しております。

△新装なった自治会館▽

新装なった自治会館の倉庫に以下の消毒機が完備されました。

噴霧器(電動で高いところにも届きます) 長いコード(30メートル)

発電機 梯子(二・八メートル) 高校バサミ

薬品 パケツ など。消毒はできるだけ広範囲でやれば、その効果は大きくなります。

従って器具の利用については、支部の班単位をお願ひしています。

各支部長とご相談の上ご利用下さい。

従って器具の利用については、支部の班単位をお願ひしています。

各支部長とご相談の上ご利用下さい。

柏ビレジ共有施設管理組合の関連規定 (いずれも付則で昭和60年10月1日からの施行を定めています)

柏ビレジ共有施設管理組合規約

- (名称)
第1条 この会は柏ビレジ共有施設管理組合(以下「組合」という)と称する。
- (事務所)
第2条 組合の事務所は柏ビレジ自治会館におく。
- (目的事業)
第3条 組合は柏ビレジ住民が共有する以下の施設の維持管理を目的とする。
東急不動産株式会社と取り交わした覚書第3章にもとづくTV共視聴施設
2. 前項の事業を行うため、別に事業運営規定並びに会計規定を定める。
- (組合員)
第4条 組合は原則として柏ビレジ内に居住する施設利用権利者全員を以て構成する。東急不動産株式会社との覚書にもとずき、組合員が当該団地に居住または施設を共有する限り脱退は認めないものとする。
- (組合費)
第5条 組合員は第3条に定める事業目的遂行のため、組合費を納入しなければならない。
2. 前項の組合費の金額並びに納入方法等は別に定める会計規定による。
- (役員)
第6条 組合に次の役員(理事)をおく。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

組合長	1名	副組合長	2名
監査役	2名	会計理事	2名
理事	10名以内		
- (役員の仕事)
第7条 組合長は組合を代表し、組合の業務を統括する。
2. 副組合長は組合長を補佐し、組合長事故あるときはその職務を代行する。
3. 監査役は組合の業務及び会計を監査し、総会において監査結果を

- 報告する。
4. 会計理事は組合の会計業務にあたり、会計帳簿を保管する。
5. 理事は理事会を構成し、必要事項を審議、議決し、組合の業務遂行にあたる。
(役員選任)
第8条 理事は総会の決議により組合員のうちから選任する。
2. 組合長及び副組合長は理事の互選による。
3. 前項の役員が欠けたときは、組合長が選任するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
(会議)
第9条 会議は総会及び理事会とする。
2. 会議の招集は組合長が行ない、組合長をその議長とする。
(総会の招集)
第10条 定時総会は毎年1回、年度初めに招集する。
2. 定時総会に付議すべき事項は次の通りとする。
①事業計画と予算
②事業報告と決算
③監査報告
④規約の改正
⑤役員選出
⑥その他の必要事項
3. 必要に応じ臨時総会を開くことができる。
(総会の決議)
第11条 総会は組合員の過半数(委任状を含む)を以て成立し、議決は出席組合員の過半数を以て決する。可否同数のときは議長が決する。
(理事会の招集及び議決)
第12条 理事会は組合長が必要に応じ招集する。
2. 理事会は3分の2以上の理事の出席により成立し、議決はその過半数を以て決する。可否同数のときは議長が決する。
(会計)
第13条 組合の経費は次の収入を以て充てる。
①組合費
②その他雑収入
2. 会計年度は4月1日から翌年3月末日までとする。

柏ビレジ共有施設管理組合規約にもとづく TV共視聴施設事業運営並びに会計規定

- 第1条 柏ビレジ共有施設管理組合規約第3条及び第5条にもとずき、本組合の事業運営並びに会計はこの規定による。
- 第2条 本施設の維持管理及び経費負担の責任範囲は、次の通りとする。
(1) 組合 覚書に定める受信点設備から各戸に取り付けられるテレビ用保安器までの諸機器等の施設
(2) 組合員 保安器出口から屋内施設の部分、並びに本施設を利用した共同防犯防災システムの屋内施設部分
- 第3条 組合員は自己の使用する引込線を本組合に無断で変更し、またはこれを他人の用に供してはならない。
- 第4条 組合は本施設の保守、維持管理等を理事会の決定により業者に委託することができる。
- 第5条 組合費は月額、保守維持管理費200円、大修理充当金400円の計600円とし、6月と12月に半年分を徴収する。

2. 組合員が納入した組合費は原則として返還しない。
- 第6条 組合員から徴収した組合費等は、これを他の目的に流用してはならない。
- 第7条 組合の経費に不足金が生じたときは、理事会の決議を経て組合員から臨時費を徴収できる。
- 第8条 組合の経費に剰余金が生じたときは、理事会の決議を経て組合員に還付することができる。
- 第9条 組合員は本規約及び本規定、並びに覚書を遵守するものとし、本施設では受信できない電波用のアンテナ設置については理事会の承認を要する。
2. 前項の規定に違反する行為のあった者については、理事会の決定により適切な措置をとることができる。